



No.33

土岐市妻木南部土地区画整理組合

新緑の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
日頃は、土地区画整理事業にご理解、ご協力を頂き誠にありがとうございます。
昨年10月2日の総代会にて承認頂きました大街区の保留地について、株式会社U-FACTORY様と売買契約を締結することが出来ました。
これにより殆どの保留地販売に目途が立ちました。
これもご協力頂きました皆様のおかげと感謝申し上げます。
これからは、換地処分など組合解散に向けて色々な手続きを進めていきます。
今後も事業完成に向け役員一同努力する所存ですので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

INDEX

1. 第37回総代会のご報告
2. 令和7年度工事予定
3. 土地の管理（草刈り）のお願い
4. 届出書のお願い

1. 第37回総代会のご報告

- 開催日時 令和7年3月25日（火）
午後7時00分～
- 開催場所 妻木公民館 1階大会議室
- 総代出席者 本人出席 6名
書面議決による者 7名
- 議案第1号
令和7年度事業費収入支出予算書について

令和7年度事業費収入支出予算書 単位：(千円)

収 入		支 出	
款	金 額	款	金 額
補 助 金	5,676	工 事 費	63,900
保留地処分金	3,560	補 償 費	5,500
雑 収 入	550	調 査 設 計 費	55,500
繰 越 金	199,000	会 議 費	1,100
		事 務 所 費	9,990
		管 理 費	200
		雑 支 出	1,200
		予 備 費	71,396
合 計	208,786	合 計	208,786

▶令和7年度 予算内訳

【支出の部】

- 工 事 費 ・ ・ 舗装・修繕工事等
- 調 査 設 計 費 ・ ・ 事業計画変更、道路引継ぎ業務
出来形確認測量、換地計画
設計管理監督業務、事務代行業務
- 会 議 費 ・ ・ お茶代、総代手当
- 事 務 所 費 ・ ・ 事務所レンタル代、事務所光熱費
役員報酬、事務員給料、切手等



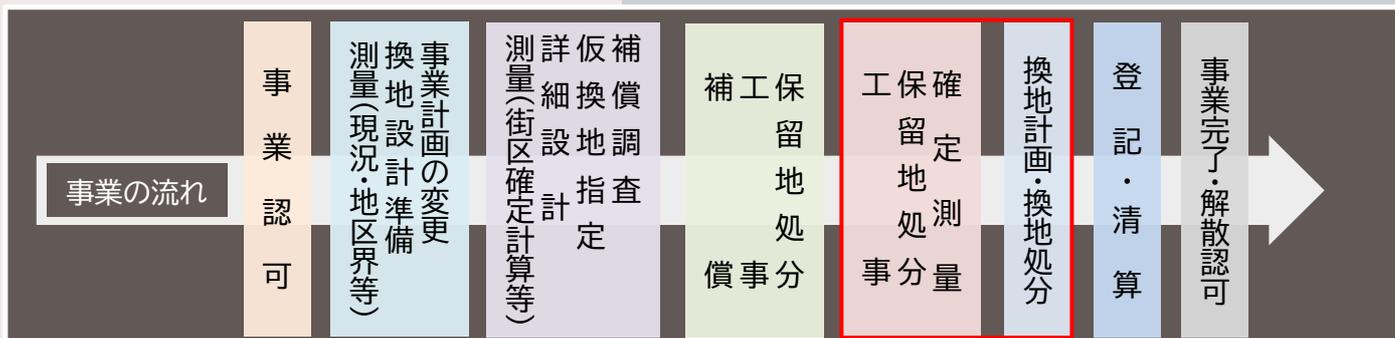
理事長あいさつ



議決の様子



事業報告の様子



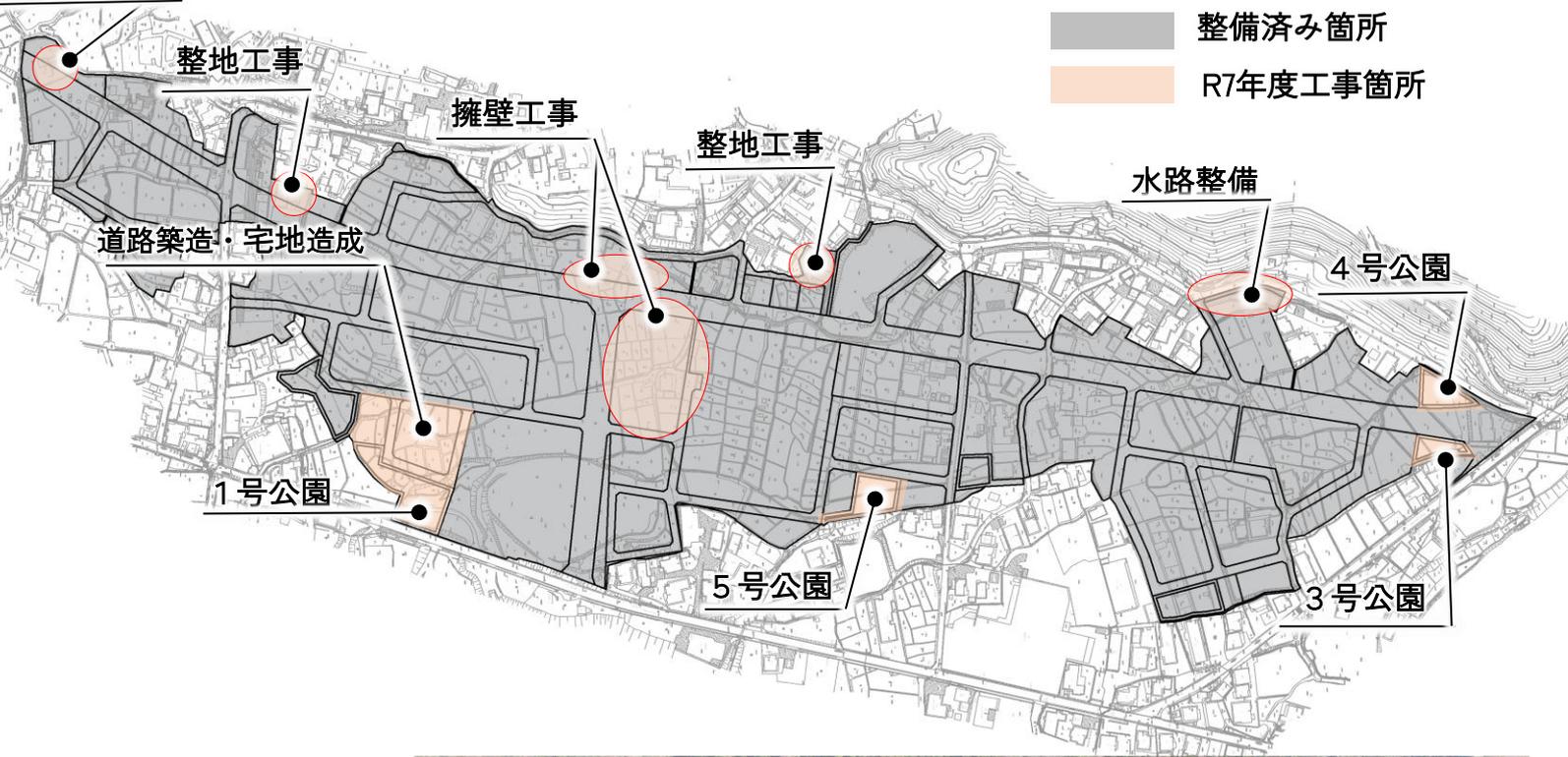
令和7年度予定

出来形確認測量が完了後、換地計画を作成します。その後、個別説明会を開催する予定です。詳細な予定が決まり次第通知させていただきますので、よろしくお願いいたします。

2. 令和7年度工事予定

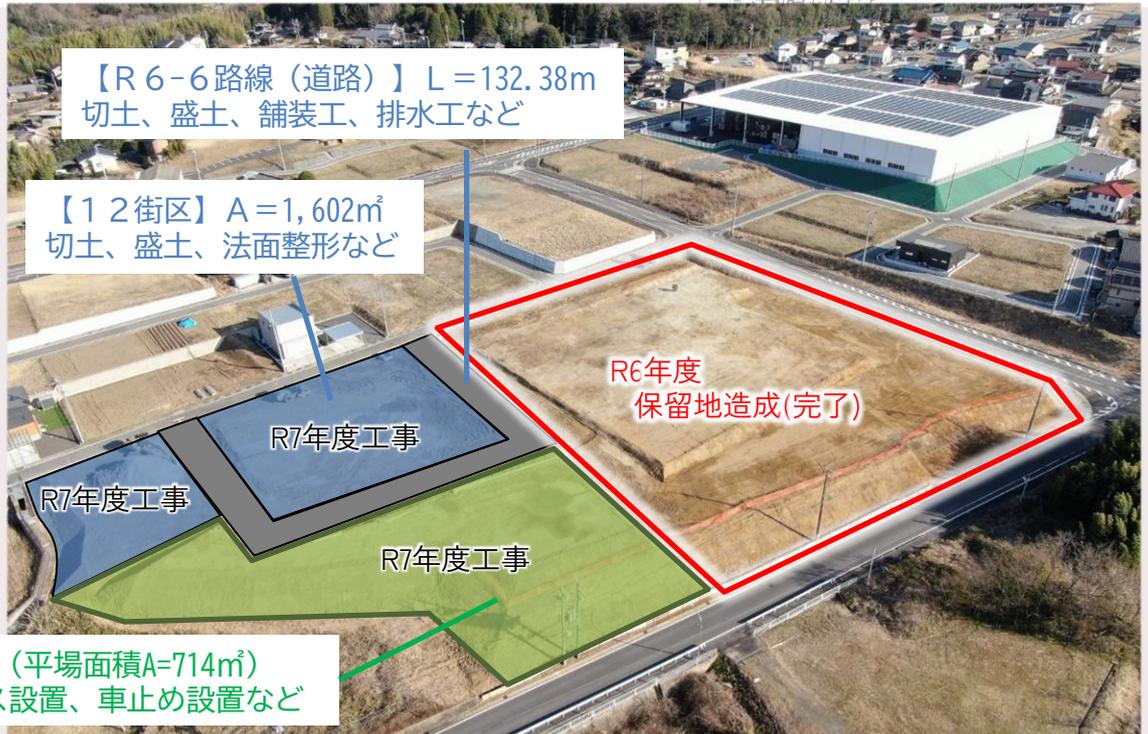
令和6年度末 事業進捗率 88.5%

乗り入れ工事



- 令和6年度(完了)
 - ・保留地造成工事

- 令和7年度(予定)
 - ・道路築造工事
 - ・宅地造成工事
 - ・公園工事 (1, 3, 4, 5号)



3. 土地の管理（草刈り）のお願い

皆様の土地は、仮換地の使用収益も開始されましたので、各自で除草などの管理をして頂きますよう、よろしくお願いいたします。

4. 届出書のお願い

○権利変動届出書

土地の売買や相続等で権利関係に変動が生じた場合は、新旧両所有者連名の上、新権利者名義になった土地登記簿謄本の写しを添付し組合事務所に届出をご提出ください。

また、組合からの重要な書類の発送や各種通知など組合員にもれなく行う必要がありますので、土地所有者の住所・氏名に変更があった場合も組合事務所に届出をご提出ください。

○建築行為等の申請

（土地区画整理法第76条第1項）

当施行地区内において、次の行為を行う場合は、土岐市長の許可が必要になりますので、組合事務局までご連絡、ご相談ください。

- ❖事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更
- ❖建築物その他の工作物新築、改築若しくは増築
- ❖移動の容易でない物件（5トン超）の設置もしくは堆積

○各種証明書の発行

仮換地証明・底地証明等の各種証明書は、有料にて組合事務所で発行しております。

仮換地指定がされると、法務局備え付け図面と現況が一致なくなるため、従前と仮換地の関係を証明するものです。

賃貸、融資、相続、農地転用、建物表題登記、76条申請、建築確認等の際に必要となります。

○文化財保護法に基づく届け出

土岐市妻木南部地区は妻木平遺跡包蔵地にあたります。

地区内で建築等を行う場合は届け出が必要となりますので、着工の60日前までに土岐市役所 産業文化部 文化振興課へお尋ねください。

土岐市役所 産業文化部 文化振興課
電話（0572-54-1238）

以上の申請様式は「岐阜県都市整備協会」のホームページ <http://gifutoshi.or.jp> からダウンロードできます。ホームページで組合だよりや保留地情報もご覧いただけます。

農地を宅地にして売却するときの注意事項

農地を宅地等に転用する場合は、農地法による許可が必要です。

申請書類等については土岐市役所 産業文化部 産業振興課 農業委員会事務局
電話（0572-54-1214）へお問い合わせください。

土地の売買や相続等された方へのお願い

土地売買や相続された方は、権利変動届及び届出書を組合事務所へご提出をお願い致します。

届出様式はホームページからダウンロードしていただくか、もしくは組合事務所までお問い合わせください。

土岐市妻木南部土地区画整理組合

〒500-8384

岐阜市藪田南5丁目14番12号 岐阜県シンクタンク庁舎5階

（公社）岐阜県都市整備協会内

TEL：058-274-0080 fax：058-274-2772 事務局：日比野・横北

〒509-5301

土岐市妻木町576-2（土地区画整理地内 26街区1-1画地）

TEL：0572-57-5225 担当：加藤



QRコード